

これまでの「その他取引ルール」に関する議論のまとめ

その他取引ルール	これまでの主な発言	改正方針
商物一致の原則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商物一致の原則を解除する要望はないということによい。(卸売業者) ・ 商物分離の取引を可とする要望はあるが、物理的に物を見なくても取引できる環境が整備されたら、という前提条件に基づく。今は、まだその環境が整っていないので商物一致の原則は守るべき。(仲買業者) ・ 第3回準備会議において、商物一致の原則を変えないことで委員全員の了解を得た。 	水産物を確認し取引している現状と、規制緩和の要望がないことから、商品の品質を担保できる取引形態を維持するため、 現在の規制を残す。
第三者販売の原則禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託販売で市場に上場するなら、この規制は残すべき。(生産者) ・ 市場に上場したものは、今までどおりのルールでよい。(卸売業者) ・ 第3回準備会議において、第三者販売の原則禁止を変えないことで委員全員の了解を得た。 	市場に上場した水産物は、仲買業者に販売するのが原則という共通認識であり、規制緩和の要望がないことから、現在の取引秩序を維持するため、 現在の規制を残す。
直荷引きの原則禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場整備の考え方から、出荷準備スペースは荷捌き施設の一部。そのため、市場外で購入した水産物を持ち込み販売することは想定していない。(事務局) ・ 仲買業者から現状のルールで支障はないという意見をいただいている。(事前ヒアリング) ・ 従来どおりのルールで問題ない。(卸売業者、生産者) ・ 第3回準備会議において、直荷引きの原則禁止を変えないことで委員全員の了解を得た。 	規制緩和の要望がないことと、市場利用上の制約(注)から市場の適正な利用を担保するため、 現在の規制を残す。
受託拒否の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ この原則はきちんと残すべき。(卸売業者) ・ 仲買業者、生産者も同意。 ・ 第2回準備会議において、受託拒否の禁止を変えないことで委員全員の了解を得た。 	市場の公平性を担保する観点から、このルールは必要であると取引関係者の意見が一致したことから、 現在の規制を残す。

注) 市場利用上の制約 (荷捌所は卸売業者から購入したものを調製し販売する場所。)